

# 第四次地域管理経営計画書 (最上村山森林計画区)

(一斉変更)

計画期間 [ 自 平成22年4月 1日 ]  
[ 至 平成27年3月31日 ]

(第一次変更 平成23年3月)  
(第二次変更 平成24年3月)  
(第三次変更 平成25年3月)

東 北 森 林 管 理 局



## 【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項の規定に基づき変更するものである。

- 1 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第42号）附則第3条の規定により変更する。
- 2 森林共同施業団地を設定し効率的な伐採を推進するため、伐採総量と更新総量を変更する。
- 3 効率的な路網整備の推進のため路線計画を変更する。
- 4 多様な森林整備や保全活動の要請に対応した国民参加の森づくりを推進するため、国有林のフィールドを提供する候補地を設定したことから変更する。

## 【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項	1
（3）森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	6
（4）主要事業の実施に関する事項	7
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	8
（4）その他必要な事項	8
4 国有林野の活用に関する事項	8
（1）国有林野の活用の推進方針	8
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	8
（1）公益的機能維持増進協定締結に関する基本的な方針	8
（2）国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	9
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	9
（1）国民参加の森林に関する事項	9

# 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

## (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

### ① 機能類型ごとの管理経営の方向

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し、いわゆる公益林として適切な管理経営を行うものとする。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、当計画区の国有林野を、国土保全を目的とする「山地災害防止タイプ」、原生的な森林生態系の維持・保存等を目的とする「自然維持タイプ」、森林レクリエーション利用等を目的とする「森林空間利用タイプ」、気象緩和等人間の居住環境の保全を目的とする「快適環境形成タイプ」、水源の涵養<sup>かん</sup>を目的とする「水源涵養タイプ」の5つに区分する。なお、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表に示すとおりである。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用、及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化や地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、伐採木を供給していく。

なお、具体的な取扱いについては、別途定める管理経営の指針に基づき実施することとする。

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

機能類型		公益的機能別施業森林		
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	水源涵養機能維持増進森林 (立地条件により除外する場合もある。)	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 (対象区域:別表1)	
	気象害防備エリア			快適環境形成機能維持増進森林 (対象区域:別表2)
自然維持タイプ			保健機能維持増進森林 (対象区域:別表3)	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 (対象区域:別表4)
森林空間利用タイプ			保健機能維持増進森林 (対象区域:別表5)	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 (対象区域:別表6)
快適環境形成タイプ			快適環境形成機能維持増進森林	
水源涵養タイプ				

注) 分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項  
 山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、その他山地災害による人命・人家等施設の被害の防備、その他災害に強い国土の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地形や地質、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

具体的には、山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに分けて取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深く発達し、適度な陽光が入るよう密度管理することによって下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持し、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。

(イ) 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の強い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

山地災害防止タイプの面積

単位：ha

区 分	山地災害防止タイプ	うち	
		土砂流出・崩壊防備エリア	気象害防備エリア
面 積	38,012	38,012	—

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

なお、希少な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、「保護林」に設定し、適切に保全を図る。

自然維持タイプの面積

単位：ha

区 分	自然維持タイプ	うち
		保護林
面 積	35,727	20,102

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項  
 森林空間利用タイプは、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。既存の「レクリエーションの森」については、施設の老朽化や利用者ニーズ等の変化を踏まえ、リフレッシュ対策を実施していくとともに、利用が著しく低位にある地区や今後の維持管理等が見通し難い地区については、地元自治体をはじめ幅広い地域関係者等の意見を充分勘案し、必要に応じて廃止を含めた見直しを図る。

森林空間利用タイプの面積

単位：ha

区 分	森林空間利用タイプ	うちレクリエーションの森
		面 積

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項  
 快適環境形成タイプは、騒音や粉塵等の緩和及び風害や霧害等の気象災害防止等、地域の快適な生活環境を保全する観点から、汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

快適環境形成タイプの面積

単位：ha

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	該当なし

オ 水源涵養<sup>かん</sup>タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養<sup>かん</sup>タイプに関する事項

水源涵養<sup>かん</sup>タイプは、良質で豊かな水の安定供給を確保する観点から、浸透・保水能力の高い森林土壌を有し、根系や下層植生の発達が良好な森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

水源涵養<sup>かん</sup>タイプの面積

単位：ha

区 分	水源涵養 <sup>かん</sup> タイプ
面 積	92,714

## ② 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、次の地区に大別され、地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

### ア 寒河江川、朝日川地区（山形 1～147、最上 2348～2364林班）

当地区は、葉山、月山から朝日山地に至る地域で、標高1,500m以上の山々が連なり優れた自然景観を有している。一帯は全国有数の豪雪地帯でもあり、稜線部にはブナを主体とした天然林や多雪地に特有の高山植物等が広がる。

また、この一帯は、磐梯朝日国立公園や我が国最大規模のブナ林等、原生的な自然状態が維持されていることから「朝日山地森林生態系保護地域」に設定しており、自然環境の保全、動植物の保護、遺伝資源の保存等の機能の発揮が期待されるため、主に「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

### イ 蔵王、千歳、経塚、白鷹地区（山形 201～268林班）

当地区は、蔵王国定公園の中核を占める地域で、宮城県境の峰部周辺は、蔵王植物群落保護林等が指定されており、高山植生がみられる。

蔵王中央高原から坊平高原までは、風景林、自然観察教育林等の指定とともに、スキー場、キャンプ場等の森林レクリエーション施設が整備されており、自然環境の保全、風致景観の維持及び保健休養の場の提供等の機能の発揮が期待されるため、主に「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

### ウ 大高根、寺内、翁山、御所山地区（山形 1001～1121林班）

当地区は、奥羽山脈沿いに、翁峠から半森山を経て御所山に至る地域で、山腹の上部にはブナを主体とした広葉樹天然林が多くみられる。中腹から下部には、スギ、カラマツの人工林が造成されている。

当地区の大部分は、水源かん養保安林、御所山県立自然公園に指定されている。

また、最上流部は、保健保安林、鳥獣保護区が指定され、水源涵養機能、保健文化機能の発揮が期待されるため、主に「水源涵養タイプ」又は「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

### エ 真室川、金山川地区（最上 1～167林班）

当地区は、鮭川、真室川、金山川の上流域に位置し、上流部はブナを主体とした天然林が広がり、優れた自然景観を有しており、さらに金山川の上流域の一部は栗駒国立公園、真室川の上流域の一部や鮭川の支流である小又川の上流域の一部は加無山県立自然公園に指定されている。また、鮭川の上流には高坂ダム、金山川の上流には神室ダムがあり、水源涵養機能、保健文化機能の発揮が期待されており、主に「水源涵養タイプ」又は「山地災害防止タイプ」、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

各流域の中流から下流域にかけてはスギ人工林が広く造成されており、特に真室川上流部の前森山を中心とした造林地は高齢級のスギ人工林団地となっており、水源涵養機能の発揮とともに、木材等生産機能の発揮が期待されている森林については、機能類型に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

オ 向町地区（最上 1001～1080林班）

当地区は、小国川の上流域に位置し、奥羽山地の中央部にできたカルデラの地形の特徴から、盆地周辺部の急峻な山岳地と盆地内部のなだらかな丘陵地に分けられる。

山岳地は、ブナを主体とした天然林がみられる。盆地中央の丘陵地と山岳部の中間地帯は、生育良好なスギ人工林が広く分布している。当地域の大半は水源かん養保安林に指定されており、一部は栗駒国定公園、御所山県立自然公園、風景林等に指定され、水源涵養機能の発揮とともに、自然環境の保全、保健休養の場の提供等の機能の発揮が期待されるため、主として「水源涵養タイプ」又は「山地災害防止タイプ」、「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

カ 鮭川地区（最上 2001～2035、2037～2043、2171～2183、2185～2197林班）

当地区は、最上川右岸、出羽山地に位置し、山腹上部はブナを主体として広葉樹天然林がみられる。地区の大半が水源かん養保安林に指定されており、主として、「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、最上川沿いは、最上川県立自然公園に指定されており、保健文化機能等の発揮が期待されるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

キ 泉田川、新田川、小国川地区

（最上 2044～2089、2091～2093、2095～2115、2166～2170林班）

当地区は、泉田川、新田川の上流域及び小国川流域に位置し、ブナ、ミズナラ等を主体とした広葉樹林がみられる。泉田川上流域の一部は栗駒国定公園、鳥獣保護区等に指定されており、自然環境の保全、保健文化機能等の発揮が期待されるため、主に「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

ク 銅山川、角川地区（最上支署2, 116～2, 164、2, 198～2, 260林班）

当地区は、最上川左岸、銅山川、角川流域に位置し、ブナ、ミズナラ等を主体とした広葉樹林がみられる。銅山川の上流部には、急峻な地形の峰筋にヒメコマツ、ネズコ等の生育がみられる。

地区の大半は水源かん養保安林に指定されており、また、地すべり地域も多く、水源涵養、山地災害防止機能の発揮が期待されるため、主に「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

### (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

国有林野の管理経営の着実な実行と流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、最上公益の森づくり協議会、村山公益の森づくり協議会等の場を通じ、県、市町村、森林組合、林業事業体等と密接な連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等を先導的・積極的に進めていく。

#### ① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

県、市町村、林業事業体と連携し、地形等諸条件に適合した林業機械の組合せと生産性を検証し、効率性の高い作業システムの構築を図る。また、現地検討会等を開催することにより、民有林における低コスト化施業の普及・定着に努める。

#### ② 林業事業体の育成

事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な事業の発注に努めることにより、事業体の安定的な雇用の確保に資することとする。また、国有林材の安定供給システム販売の推進、低コスト作業システムを推進するための現地検討会の実施などに努める。

#### ③ 民有林と連携した施業の推進

隣接する民有林との連携により事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、地域における施業の集約化を促進する。具体的には、民有林と連結した路網の整備と相互利用の推進、土場の共有化、計画的な間伐等の森林整備の実施、民有林材との協調出荷などに取り組む。

#### ④ 森林・林業技術者等の育成

専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有するフォレスターを、各種研修や業務を通じて育成する。

また、育成したフォレスターは、署のバックアップのもと県のフォレスターと連携して、市町村森林整備計画策定への支援を行うとともに、技術指導や意見交換会及び研修フィールドとして国有林野を提供することを通じて民有林の人材育成を支援する。

#### ⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

民有林経営への普及を念頭にした効果的な間伐や路網と高性能林業機械等を組み合わせた低コストで効率的な作業システム等の技術開発を推進する。

その際、多様な森林のまとまりのあるフィールドを活用し、先駆的な技術や手法について国有林の管理経営や民有林における普及・定着に努める。

#### ⑥ その他

##### ア 木材資源の利用推進

民有林と連携して、間伐等から生産される木材資源から木質バイオマスエネルギーや合板としての活用等、地域材の需要拡大を推進する。

イ 森林病虫害対策の推進

当流域において、松くい虫やナラ枯れ被害等が発生していることから、民有林と情報を共有し、連携した被害対策の推進を図る。

ウ 安全・安心の取組

国有林で実施している治山事業について、その必要性、重要性を地域住民に理解していただくため、見学会等の開催により情報提供に取り組む。

エ 下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等

森林ボランティア団体が推進している、体験型森林環境教育のフィールドとして「ふれあいの森」や「遊々の森」及び「企業の森」等の協定締結の拡大を図り、それらの活動に対する支援に取り組む。

また、森林教室等の実施により、森林の働き、森林・林業の役割等の情報提供に取り組む。

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

単位：m<sup>3</sup>

区 分	主 伐	間 伐	計
計	261,925	755,425 (12,095)	1,017,350

注) ( ) は、間伐面積 (単位：ha) である。

② 更新総量

単位：m<sup>3</sup>

区 分	人工造林	天然更新	計
計	405	324	729

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	34	67,238	—	—

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (4) その他必要な事項

#### ④ その他

「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努めることとする。

## 4 国有林野の活用に関する事項

### (1) 国有林野の活用の推進方針

本計画区内の千歳・経塚自然休養林（千歳山地区）では、山頂からは市内はもちろん、村山平野の広がりと葉山、月山、朝日連峰が一望でき、また、林内には天狗岩などの奇岩が露出している。休養林内には、自然観察コースが4コースほどあり、広く市民に利用されている。

このように、国有林野の活用に当たっては、当計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努める。

#### レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積 (ha)
自然休養林	1	4 2 0
自然観察教育林	4	8 1 3
風景林	—	—
森林スポーツ林	2	9
野外スポーツ地域	9	1, 4 6 8
風致探勝林	1 8	5, 0 2 5
総 数	3 4	7, 7 3 6

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

## 5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

### (1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われず、当該私有林野における土砂流出等の発生が国有林野の有する国土保全等の公益的機能の発揮に悪影響を及ぼす可能性がある。

このような場合において、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、公益的機能維持増進協定制度を活用し、私有林野と一体的に施業を実施する取組を推進することとし、このことを通じて私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

具体的には、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を

活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる施業等を民有林野と一体的に実施する取組を推進する。

**(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項**

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等の定めに従い、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

**6 国民の参加による森林の整備に関する事項**

**(3) その他必要な事項**

① 森林環境教育の推進

遊々の森等の候補地

所在市町村	位置 (林小班)	面積 (ha)
戸沢村	滝通国有林 (最上 2183へ)	1.41